

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

副 知 事

前払金の使用範囲の拡大の継続について（通知）

このことについて、国の公共工事において前払金の使用範囲を拡大する特例措置がなされているところですが、令和6年度においても同様の措置を取ることとなりました。

については、県においても、前払金の使用範囲の拡大について従来の特例措置（「前払金の使用範囲の拡大について（令和5年3月30日付け4高土政第1507号副知事通知）」をいう。以下同じ。）を継続することとし、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1 特例措置の内容

前払金の使用について、建設工事請負契約書（標準書式）（以下「契約書」という。）第37条に定める経費のほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとする。

ただし、これらに充当できる前払金は、前払金額の100分の25を上限とする。

2 適用対象となる契約

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事

当該工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものを特例措置の対象とする。

（※従来の特例措置で「令和6年3月31日まで」としていたものを「令和7年3月31日まで」とするもの。）

3 具体的な取扱い

（1）今後新たに契約を締結するもの

特例措置の内容を特記事項として契約書に追加して契約を締結すること（別紙1）。

（2）平成28年4月1日以降に従来の特例措置を適用した契約をし、引き続き契約しているもの
既存の契約に定める特記事項を変更する契約を要する場合があるので、適正に取り扱うこと。

具体的には、令和6年3月31日までに契約したもので、契約時に「前払金の使用範囲の拡大について（令和5年3月30日付け4高土政第1507号副知事通知）」による特記事項を定めている場合、特例措置の適用となるものが令和6年3月31日までに払出しが行われるものに限定されているので、今後払出しが予定される前払金がある場合は、特記事項の適用期間を改める変更契約により、令和6年度においても用途拡大が適用されるように改める必要が

ある。(別紙2)

- (3) 受注者において、前項の対応が必要となった場合は、発注者（契約担当者）に申し出ることとし、申し出を受けた発注者（契約担当者）は、特記事項を改める旨の変更契約を締結する。(別紙2)

4 留意事項

- (1) この特例措置は、建設工事請負契約にのみ適用され、委託業務等その他の契約には適用されないこと。
- (2) 受注者において既に前払金の全額が使用された場合のように、契約変更がその意味をなさないものでは、契約変更を要しないこと。

(別紙1)

(特記事項)

平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに建設工事請負契約を締結した工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。

工事請負契約変更契約書 (第 回)

令和 年 月 日付けで発注者高知県と受注者(受注者名)との間で締結し、令和 年 月 日付け及び令和 年 月 日付けで変更契約を締結した〇〇〇〇請負契約書(以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(特記事項の変更)

第1条 原契約書の特記事項のうち「令和6年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に改める。

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

発注者 高知県
契約担当者 職氏名

受注者 住所
氏名

注1 下線部分は変更回数が複数になった場合に追記する。

2 収入印紙の貼付は、要しないこと。

3 契約書通数、受注者住所・氏名欄等は、必要に応じて適宜改めること。